

消 防 消 第 2 9 号

平成26年2月10日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

消防職員の厳正な服務規律の確保等の徹底について

消防職員にあつては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

しかしながら、今般、消防学校で行われた研修において、消防学校の講師が複数の研修生に対して暴力行為を繰り返し行ったことに加え、学校職員がその行為を黙認したことから、10名の職員が懲戒処分されるという事案が発生しました。

暴力行為は、相手の尊厳や人格を侵害する断じて許されない行為であり、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、このような行為が行われることは、決してあってはならないものです。

各地方公共団体においては、改めて、厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の粛正に万全を期すとともに、消防職員の倫理の保持に一層努めるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、速やかにこの旨を周知していただくよう併せてお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。